

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定

(日EU・EPA) ガイダンス

輸入者の知識

(ジェトロ仮訳)

2019年2月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

海外調査部 欧州ロシア CIS 課

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

また、仮訳はジェトロが作成したもので、必ずしもEUの正式な見解を反映するものではありません。仮訳に含まれる情報について、欧州委員会はいかなる責任も負いません。

This text is a Japanese translation of the European Commission's publication. The translation is produced by JETRO and the content of this translation may not reflect the official opinion of the European Union. The Commission is not responsible or liable whatsoever with regard to the information therein.

[EU-Japan EPA Guidance, Importer's knowledge](#)

<https://ec.europa.eu>, © European Union, 2019

日 EU 経済連携協定 (EPA) ガイダンス 輸入者の知識

1. 法的根拠

第三章：原産地規則および原産地手続

第三・十六条（関税上の特惠待遇の要求）

- 1 ー
- 2 関税上の特惠待遇の要求は、次のいずれかに基づくものとする。
 - (a) ー
 - (b) 産品が原産品であることについての輸入者の知識
- 3 関税上の特惠待遇の要求及び2 (a) 又は (b) に定めるその根拠は、輸入締約国の法令に従って、税関への輸入申告に含まれるものとする。輸入締約国の税関当局は、輸入者に対し、産品がこの章に定める要件を満たすことの説明を当該輸入者が提供することができる範囲において、税関への輸入申告の一部として、又は当該輸入申告に添付して、当該説明を行うよう要求することができる。

第三・十八条（輸入者の知識）

産品が輸出締約国の原産品であるという輸入者の知識は、当該産品が原産品であること及びこの章に定める要件を満たすことを示す情報に基づくものとする。

第三・十九条（記録の保管に関する義務）

- 1 輸入締約国に輸入される産品について関税上の特惠待遇の要求を行った輸入者は、当該産品の輸入の日の後少なくとも三年間、次に掲げるものを保管する。
 - (a) ー
 - (b) 当該関税上の特惠待遇の要求が輸入者の知識に基づくものである場合には、当該産品が原産品としての資格を得るための要件を満たすことを示す全ての記録

第三・二十一条（原産品であるかどうかについての確認）

- 1 ー
- 2 1 の規定に従って要求される情報には、次に掲げる事項以外の事項を含めてはならない。
 - (a) 原産地に関する申告が第三・十六条 2 (a) に規定する関税上の特惠待遇の要求の根拠である場合には、当該原産地に関する申告
 - (b) 産品の統一システムの関税分類番号及び用いられた原産性の基準
 - (c) 生産工程についての簡潔な記載

- (d) 原産性の基準が特定の生産工程に基づくものである場合には、当該生産工程についての具体的な記載
 - (e) 該当する場合には、生産工程において使用された原産材料及び非原産材料についての記載
 - (f) 原産性の基準が「完全に得られるものであること」である場合には、該当する区分（収穫、採掘、漁ろう、生産された場所等）
 - (g) 原産性の基準が価額方式に基づくものである場合には、製品の価額及び生産において使用された全ての非原産材料又は価額の要件の遵守を確保するために適当なときは生産において使用された原産材料の価額
 - (h) 原産性の基準が重量に基づくものである場合には、製品の重量及び製品に使用された関連する非原産材料又は重量の要件の遵守を確保するために適当なときは製品に使用された原産材料の重量
 - (i) 原産性の基準が関税分類の変更に基づくものである場合には、全ての非原産材料の一覧表であって、当該非原産材料の統一システムの関税分類番号（原産性の基準に基づく二桁番号、四桁番号又は六桁番号の様式によるもの）を含むもの
 - (j) 第三・十条に規定する変更の禁止に関する規定の遵守に関する情報
- 3 輸入者は、要求された情報を提供する場合には、確認の目的に関連すると認める他の情報を追加することができる。
- 4 —
- 5 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、確認を行う輸入締約国の税関当局が、1の規定に従って情報の提供を最初に要求した後、製品の原産品としての資格を確認するために追加の情報が必要であると認めるときは、当該税関当局は、輸入者に対して情報の提供を要求することができる。当該税関当局は、適当な場合には、輸入者に対して特定の文書及び情報の提供を要求することができる。

第三・二十四条（関税上の特惠待遇の否認）

- 1 輸入締約国の税関当局は、次のいずれかの場合には、関税上の特惠待遇を与えないことができる。ただし、この1の規定は、3の規定の適用を妨げるものではない。
- (a) 第三・二十一条1の規定に基づく情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合
 - (ii) 関税上の特惠待遇の要求が第三・十六条2(b)に規定する輸入者の知識に基づくものである場合において、提供された情報が、製品が原産品であることを確認するために十分でないとき。
 - (b) 第三・二十一条5の規定に基づいて情報の提供の要求が行われた日の後三箇月以内に、
 - (i) 回答がない場合

(ii) 提供された情報が、産品が原産品であることを確認するために十分でない場合
2 輸入締約国の税関当局は、輸入者が産品について関税上の特惠待遇を要求する場合において、当該輸入者がこの章に定める要件（当該産品の原産品としての資格に関連するものを除く。）を満たさないときは、当該産品に関税上の特惠待遇を与えないことができる。

2. ガイダンス

序論

「輸入者の知識」により、輸入者は、輸入された製品の原産品としての資格に関し輸入者自身が有する知識のみに基づいて、関税上の特惠待遇に関する要求を行うことができる。この知識は、輸入者が保有する、製品の輸出者または生産者によって提供される補足資料または記録という形式の情報に基づく。こうした情報は、製品が原産品としての資格を有することを示す有効な証拠を提供するものである。輸入者が自らの知識を用いて要求を行うため、原産地に関する申告は使用されず、また輸出者または生産者が特定される必要はなく、彼らが輸出締約国において製品の特惠原産性に関連する行動をとる必要はない。

「輸入者の知識」を使用する輸入者は、REX (Registered Exporter system : 登録輸出事業者システム) データベースに登録されている必要はない。

「輸入者の知識」に基づき関税上の特惠待遇の要求を行う方法 (第三・十六条)

EU において、関税上の特惠待遇のための要求およびその根拠は、当該製品の自由流通のための通関申告に含まれる。

日 EU 経済連携協定 (EPA) の枠組みの中で、「輸入者の知識」に基づいて関税上の特惠待遇が要求される製品については、特定の情報を「データ要素 2/3 (作成文書、証明書および認可、追加の参照)」 (Data Element 2/3 (Documents produced, certificates and authorisations, additional references.)) の下で「追加の参照」として含めるものとする。当該データ要素の下で「輸入者の知識」に対して使用されるコードは、「U112」である。

「輸入者の知識」に基づく要求の確認 (第三・二十一条)

輸入者の知識に基づいて関税上の特惠待遇の要求が正しいことを確認する輸入税関当局は、データ要素の特定の番号に関する輸入者からの情報についての最初の要求の後で、特定文書と情報を含む追加情報を要求することができる。

輸出締約国の輸出者あるいは生産者は、輸入締約国における当該要求に関与していないため、輸入当局から輸出締約国の当局に対して行政協力の要請はあってはならない。

記録の保管に関する義務 (第三・十九条)

輸入者は、最低でも 3 年間にわたって、関税上の特惠待遇が要求されている製品が原産性を満たすことを示すすべての記録を保管しなければならない。当該期間の期限は、関税上の特惠待遇が要求された日を起算日として計算される。

関税上の特惠待遇の否認 (第三・二十四条)

輸入締約国の税関当局は、次の場合、要求内容の確認を経て、関税上の特惠待遇を否認す

ることができる：

- データ要素の特定番号に関する情報の最初の要求が行われた日から3ヵ月後；及び
- 追加情報の要求が行われた日から3ヵ月後；

以上の時点で、輸入者から回答がない場合、または提供された回答が特惠関税待遇を要求された商品の原産性資格を証明するのに十分でない場合。

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）海外調査部 欧州ロシア CIS 課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号

Tel. 03-3582-5569